

ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア形成促進事業 (ひょうごユニバーサルな観光地づくりモデル事業) 募集要項

1 事業目的

兵庫県では、高齢者・障害者等が「行きたいところ」に旅行できる兵庫の実現を図るため、全国初のユニバーサルツーリズム推進条例に基づき、年齢や障害の有無等に関わらず様々な方が気兼ねなく旅行を楽しめるユニバーサルツーリズムを推進している。

高齢者・障害者等による回遊性を高める「面」での取組を促進するため、地域を挙げてユニバーサルツーリズムに積極的に取り組む観光地を「ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア」（以下、「推進エリア」という。通称「ひょうごユニバーサルな観光地」）として指定し、地域ぐるみの取組をモデル的に支援する。

2 エリア設定の考え方

- ・地域を挙げてユニバーサルツーリズムに積極的に取り組む兵庫県内の観光地を推進エリアとする。
- ・高齢者・障害者等の回遊性の向上に資するエリア設定とするため、原則、市町内の観光地を中心とする区域を対象とし、複数の市町にまたがる広域の区域（播磨地域全域、但馬地域全域等）は対象外とする。
- ・市町全域を推進エリアとして応募することは差し支えないが、特定の観光地を形成する区域に限定してエリア設定することが望ましい。

3 応募者の要件

(1) 以下の要件を満たす協議会であること

ア 地域が一体となってユニバーサルツーリズムの推進に取り組む協議会であること。

※構成団体は、地域の実情に合わせて選定して構わないが、市町の参画は必須とする。

[構成団体例]

市町(必須)、観光協会、観光施設、宿泊施設、交通事業者、福祉事業者、アクティビティ関連事業者、NPO等

※市町が参画できる協議会は1つまで（1市町につき1エリアの応募に限る）。

※協議会は新設・既設を問わない。

イ 推進エリアの形成に向けたエリア計画を策定していること。

ウ エリア決定後、SNS等を活用した取組状況・取組結果等の発信を行うこと。

エ エリア決定後、「福祉のまちづくりアドバイザーによるチェック&アドバイス制度」を活用すること。

オ 経理体制が整っていること。

(2) 協議会又はその構成団体は、次のいずれにも該当しないこと。

- ア 公序良俗に反する活動を行う団体等
- イ 法令に反する活動を行う団体等
- ウ 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等

4 推進エリアの決定

(1) 選定方法

- ・エリア計画に基づき、有識者等で構成される選定委員会等で審査（書面審査）を行い、推進エリアを決定する。
- ・なお、必要に応じ、応募者に対して個別に提出書類の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

(2) 選定基準

- ・ユニバーサルツーリズムの推進に向けた地域が一体となった取組であること。
- ・高齢者・障害者等が回遊できるエリアとなるよう、「点」ではなく「面」でユニバーサルツーリズムを推進する取組であること。
- ・ひょうごユニバーサルなお宿、ひょうごユニバーサルツーリズムコンシェルジュ等と連携した取組であること。
- ・今後の展開（取組の継続性等）を見据えた取組であること。
- ・推進エリア形成に対して事業費の用途・配分等が妥当であること。 等

(3) 選定エリア数

2エリア程度

(4) 決定の取り消し

次の要件に該当する場合は、決定を取り消す場合がある。

- ・決定後に、募集要項に定める要件を満たさなくなった場合
- ・推進エリアとしての活動の継続が困難となった場合
- ・推進エリアの応募や活動等にあたり、各種法令等に違反した場合

(5) 補助金額の内示

- ・エリア決定の際に、本県の予算の範囲内で補助金交付額を内示するため、エリア選定における精査等の結果、エリア計画で申請された補助金希望額を減額して内示する場合がある。

5 推進エリアに対する支援

(1) 補助メニュー

	補助メニュー	補助上限額
観光	①エリア内の観光関連施設（民間施設）のバリアフリー化補助 ※土産物屋、観光客向け飲食店等の民間施設が対象 ※ただし、宿泊施設は対象外	[EV 無し] 4,000 千円 [EV 有り] 14,000 千円 [EV のみ] 10,000 千円

観 光	②地域が所有する観光資源のバリアフリー化補助 ※地域が所有する足湯等の観光資源が対象	10,000 千円
滞 在	③観光客向け公的施設のバリアフリー化補助 ※観光地の公衆トイレ等が対象	5,000 千円
	④ユニバーサルツーリズム推進に資する物品の購入補助【ソフト】 ※車椅子、筆談タブレット等の物品購入が対象	—
移 動	⑤地域所有の巡回バス・UD タクシーの導入（購入・リース）補助 ※バス・タクシーともに車いす対応の車両が対象 ※エリア内での運行が対象 ※関係法令（道路運送法等）を遵守すること ※リースの場合、支援期間中のリース料が対象	[巡回バス] 5,000 千円 [UD タクシー] 1,500 千円
	⑥地域所有の巡回バス・UD タクシーの交通事業者への運行委託補助 ※バス・タクシーともに車いす対応の車両が対象 ※エリア内での運行が対象 ※関係法令（道路運送法等）を遵守すること	2,500 千円
受 入 体 制	⑦アドバイザー派遣（協議会活動への助言等）に係る経費補助【ソフト】 ※アドバイザーの謝金・旅費等が対象	—
	⑧ユニバーサルツーリズム研修への講師派遣に係る経費補助【ソフト】 ※研修講師の謝金・旅費等が対象	—
	⑨エリアのユニバーサル情報を発信するホームページ作成補助【ソフト】 ※エリアの観光情報を発信する既存のホームページ（観光協会のホームページ等）へのページ追加も対象	—
	⑩エリアのユニバーサルマップ作成補助【ソフト】 ※マップ作成のデザイン・印刷等に係る経費が対象	—
	⑪ユニバーサル情報の案内表示・案内看板設置補助 ※エリア内のユニバーサル情報を表示する屋外案内板、サイン等	400 千円
そ の 他	⑫その他ユニバーサルツーリズム推進エリア形成に資する取組に係る経費補助 ※知事が必要かつ適当と認めるものに限る。 ※事前に県観光振興課に要相談	—

(2) 負担割合

県 1/2・協議会 1/2

(3) 支援期間

最大 2 年間（令和 6 年度・7 年度）

(4) 補助上限額

1 エリアあたり最大 16,000 千円／年

(5) 補助メニュー活用上の留意点

ア 補助メニュー全般

- ・補助金に関する交付申請や交付の決定、交付、事業の変更、事業結果等の実績報告、補助金の返還等については、別に定める補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に従って行う。
- ・補助金は年度ごとに申請し、申請事業は当該年度内に完了（支払いが完了）すること。
- ・補助金は原則、精算払いとする。
- ・県補助金に千円未満の端数がある場合は、切り捨てることとする。
- ・補助金の交付決定よりも前に着手した場合は、補助対象外とする。（ハード整備の場合、設計事務所や工事施工者と契約した日を着手日とみなす）
- ・国の補助金や、県の他の補助金を受ける場合は補助対象外とする。
- ・協議会の構成団体のうち課税事業者が実施する事業については、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

※消費税等の取扱については、別紙「【参考】本事業における消費税及び地方消費税（消費税等）の取扱」を参照

イ ハード整備に係る補助メニュー

- ・ハード整備工事の整備基準は、原則として福祉のまちづくり条例施行規則別表第3又は第4の5の基準によるものとする。
- ・福祉のまちづくり条例施行以後に建築された建築物のうち、建築工事着工時の条例の定める整備基準に適合していない建築物に対する工事は補助対象外とする。
- ・ハード整備工事において、建築確認申請又は福祉のまちづくり条例に基づく届出が必要な行為（増築・用途変更等）は補助対象外とする。ただし、エレベーター、車いす利用者利用便房又は授乳室が無い建築物にこれらを整備することが主な目的の増築については、この限りではない。
- ・敷地の増加に伴う施設改修においては、土地の売買に係る経費を補助対象外とする。

(6) メニューごとの補助上限額の設定

- ・(1) 補助メニューにおいて、補助上限額が設定されているメニューに関しては、補助上限額をメニューごとの補助額の上限とする。
- ・ソフト対策に係る補助メニュー（(1) 補助メニューにおいて【ソフト】と記載のあるメニュー）は、個々のメニューごとに補助上限額は設定しないが、補助額の合計は2,000千円を上限とする。

(7) 補助対象経費

- ・(1) 補助メニューに基づき、協議会が実施する推進エリアの形成に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの。
- ・補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定日以降に、発注、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費であること。

(8) 補助対象外経費

- ・人件費、借入に伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、パソコンなど汎用性のある量産用機械の購入費用、販売促進費用、その他公的資金による補助対象として社会通念上不適切と認められる費用。また、交付決定日より前に発注や契約行為を行ったもの。

(9) 実績確認

- ・補助金の執行実績について、事業完了後、補助対象物件や証拠書類（請求書、領収書等）などについて現物確認等の完了検査を実施する。
- ・検査の結果次第では、実際の交付額が交付決定額を下回ることがある。

(10) 補助金の返還

協議会は、次に掲げる事項の一つでも該当する場合は、既に交付した補助金の一部又は全部を県に返還しなければならない。

- ・交付要綱の規定に違反したとき
- ・補助金を本事業以外の用途に使用したとき
- ・交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- ・偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき 等

(11) 補助金支払い（精算払い）の流れ

補助金は以下の流れで支払うこととする。

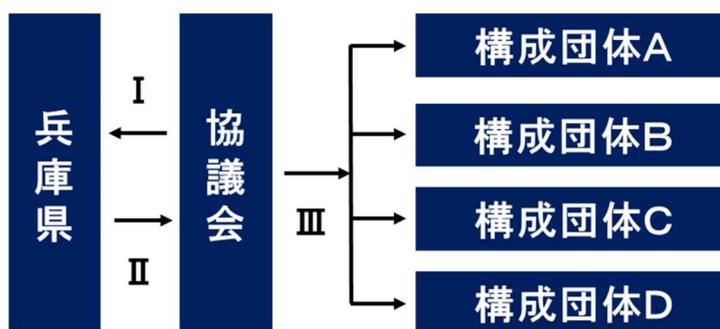
(Ⅰ) 協議会から県に補助金実績報告・補助金請求

(Ⅱ) 県から協議会に補助金支払い

(Ⅲ) 協議会から各構成団体へ補助金を分配

※補助金の振込先は、本事業以外の出入金と明確に区分できるように、本事業専用の口座を開設することが望ましい。

※協議会から委任することにより特定の構成団体の口座を補助金の振込先として指定することが可能（必ずしも協議会の口座を開設する必要はない）



(12) チェック&アドバイス制度活用のタイミング

- ・ハード整備工事の開始までに活用すること。（補助金申請時点では未活用で可、ただし申請から実施までに約1カ月を要する）
 - ・点検・助言の内容を可能な範囲で工事に反映（反映はあくまで協議会の任意）
- ※既に同制度を活用済みのエリアについては、新たな活用は任意。

(13) 取得物品等の帰属

本事業を実施した結果、取得した物品等は、協議会の各構成団体に帰属するものとする。なお、取得財産等については、交付要綱に従い、一定の期間、処分が制限される。

6 応募方法

(1) 募集期間

令和6年5月22日（水）～令和6年7月22日（月）17時まで

※応募する意思がある場合は、6月28日（金）17時までにメール又は電話により県観光振興課まで連絡すること。

(2) 提出書類

- ・ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア応募書（様式第1号）
※補助メニューの①～③、⑤、⑥、⑪、⑫を活用する事業に係る経費については、その価格の根拠となる見積書、積算資料等を添付すること。
- ・ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア計画書（様式第2号）
- ・ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリア事業費（様式第3号）
- ・消費税及び地方消費税の申告（様式第4号）

(3) 質問

- ・推進エリアの応募に係る質問は、市町がとりまとめの上、質問書（様式第5号）により6月14日（金）17時までに下記問い合わせ先に記載のメールアドレスへ送付すること。
- ・質問への回答は、応募する意思を示している申込者全員へ連絡する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な計画内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(4) 提出方法

郵送又は電子メールによる。

※電子メールの場合、件名を「ひょうごユニバーサルツーリズム推進エリアに関する応募」とし、提出書類の容量の合計を原則10MB以下とすること。また、必ず受信を電話で確認すること。

※郵送で提出する場合においても、DVD等で電子媒体によるデータを提出すること。

(5) 著作権等

提出書類の著作権は応募者に委嘱する。なお、提出書類は返却しない。

(6) 費用

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

7 提出先・問い合わせ先

兵庫県 産業労働部 観光局 観光振興課 エンバーサルツーリズム推進担当（福山、花房）

住所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館7階

TEL：078-362-3375 FAX：078-362-4275

MAIL：kankoushinkou@pref.hyogo.lg.jp